

令和4年8月利用開始

- ◎ 定期利用保育は、パートタイム就労等の方が区立保育園の一時保育室を定期的に利用する事業です。利用を希望する場合は、以下の事項をご覧の上、お申し込みください。

定期利用保育の概要

1 実施する保育園と定員

名称	定員
新橋保育園	2名
富ヶ谷保育園、恵比寿保育園	各園1名

2 利用対象者

(1) 対象年齢

満1歳となった日の翌月～満3歳となる年の年度末まで（2歳児クラスまで）。ただし、完了食になっていること。

(2) 要件（全て満たす方が対象となります。）

- ① 渋谷区民であること。
- ② お子さんが保護者の就労（育児休業中は除く）により継続して保育を必要としていること（利用中に下のお子さんを出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、その月の末日で利用終了）。
- ③ 継続的（月を単位として複数月）、定期的（週1日以上）に1日4時間以上の保育が必要であること。
- ④ 幼稚園、認可保育所、認定こども園、幼保一元化施設、小規模保育施設、認証保育所、区立保育室、居宅訪問型保育事業等に在籍していないこと。
- ⑤ 集団保育が可能なお子さんであること。
- ⑥ 同居の親族等による保育を受けられないこと。

3 利用期間

- (1) 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

4 食事

- (1) 保育園で用意します。ただし、アレルギー食の対応はできかねますので、お弁当をご持参ください。

5 開室日・時間

- (1) 開所日 月～金（祝日・年末年始《12月29日～1月3日》を除く。）
(2) 開室時間 午前9時～午後6時

6 保育時間等

- (1) 週3日以下、一日8時間以下
(2) 利用時間は、保護者の就労時間及び通勤時間の合計のうち、保育が必要な時間となります。

7 保育料

一月当たりの利用時間により、次のとおりとなります。

32時間以下 8,800円、32時間超え～64時間以下 17,600円、64時間超え 26,400円

申込方法等

1 申込方法

- (1) 利用を希望する区立保育園一時保育室に必要な書類を持参してください。

※ 申込みができるのは1施設のみです。重複して複数の施設への申込みがあった場合は、すべての申込みが無効となります。）

2 受付期間・受付時間

- (1) 令和4年6月17日(金)～6月24日(金)午前10時～午後3時

3 必要書類

- (1) 申込書、家庭状況票、就労証明書（保護者全員分）
（自営業、会社経営者、会社役員等の場合は、上記の書類に加え、直近の確定申告書か源泉徴収票の写しを提出してください。）
（同居の親族がいる場合は、保育をできないことを確認するための書類が必要となります。）

4 利用者の決定

- (1) 公表日 令和4年6月28日（火）予定
(2) 決定方法
・ 一月あたりの利用希望時間数が多い方から優先し、時間数が同一の場合は抽選により決定します。
（利用希望時間数は、保護者の就労時間及び通勤時間の合計から渋谷区が判断します。）
（利用希望時間数にかかわらず、申込時に就労している方を就労予定の方より優先します。）
(3) その他
・ 決定後、利用開始前に事前面談、健康診断があります。

利用条件等

1 保育時間等について

- (1) 一日の保育時間は、一日8時間の範囲内で、保護者と面談の上、一時保育室が決定します。保護者の就労時間及び通勤時間の合計のうち、必要最低限の時間となります。
- (2) 保育時間の延長はできません。
- (3) シフト制の勤務形態であることなどにより、利用する曜日等が毎月変動する場合は、利用月の一時保育室の予約開始日（各月で異なりますので、一時保育室でご確認ください）の前日までに予定を一時保育室にお知らせください。
- (4) 利用する曜日や時間を変更する場合は、利用月の一時保育室の予約開始日の前日午前12時までに一時保育室に申し出てください。
- (5) 今まで一時保育をご利用されたことがない場合は、最初の利用日の保育時間を4時間までとさせていただきます。

2 要件について

- (1) 保護者の退職等により、利用する要件のいずれかがなくなった場合は、その月の末日で利用終了となります。
- (2) 要件の確認のため、3か月に一度、就労証明書等を提出していただきます。

3 利用の辞退について

- (1) 利用を辞める場合は、利用の最終日が属する月の一時保育室の予約開始日までに園に利用辞退届を提出してください。

4 保育料について

- (1) 保育料は、その月の利用時間により決定します。利用時間は利用月の一時保育室の予約開始日の前日までに決めていただきます。利用時間決定後にキャンセル等をされた場合や、お休みしたことによる減額・返金はしません。
- (2) 保育料には給食費が含まれます。ただし、給食を食べなかった場合でも減額・返金はしません。
- (3) 各月の保育料は、毎月お渡しする納付書により、月末までにお近くの金融機関でお支払いください。
- (4) 保育料の滞納があった場合は、利用を解除する場合があります。

5 お子様の毎日の持ち物（持ち物にはお名前を書いてください。）

- ・ 食事用エプロン（1～2枚）、バスタオル（1枚）、着替え（必要に応じて何組か）、よごれもの入れ用袋（ビニール袋2～3枚）
- ・ <おむつを使用している場合>おむつ（1日分）、おしり拭き（1袋）

6 その他

- (1) お約束した保育時間内にお子さんを引き取りに来ないなどの場合は、利用をお断りする場合があります。
- (2) その他、利用にあたり一時保育室及び定期利用保育の運営に支障がある行為があったときは、利用をお断りすることがあります。

★ 空きが出た場合の募集について

- ・ 定期利用保育に空きが出た場合は、利用者を再度募集します。募集する際は区のホームページ等に掲載する予定です。

【お問い合わせ】

渋谷区子ども家庭部保育課入園相談係

電話03-3463-2492